

情 個 審 第 1 1 号  
令和6年7月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年10月6日付け河諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「茨城県が管理する河川区域内における河川法違反工事等の確認作業の結果の内容が分かる文書」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第215号)

(情報公開答申第181号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った開示決定及び部分開示決定について、各決定に係る行政文書の特定は妥当であるが、部分開示決定において不開示とされた部分については、下記第5の3(3)のとおり、同(1)エにおいて不開示情報に該当すると判断した部分を除き、開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和4年8月29日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「茨城県が管理する河川区域における河川法違反工事等の確認作業結果の文書。」

また、本件開示請求に係る行政文書開示請求書の備考欄には、次のとおりの記載があった。

「令和3年3月25日の定例記者会見において、記者から、他の河川の監視などの質問に対して、大井川知事は次の回答をした。

「・・・そういう事案はないのではないかなというふうには期待しております。今後、河川担当課を中心に、そういう事実がないかどうか確認する作業を今後していくのではないかと思います。」

これは河川行政の根幹に関わる事項で、知事が公開の場で上記のように回答した場合に、それを担当課が黙殺することはないと聞いている。

そして1年5ヶ月も経過すれば確認作業は終わっていて当然である。なお、個人情報を含む部分は開示できないときは、その箇所は塗りつぶして問題はなく、また、開示までの期間を数か月もかけるような幼稚な真似は慎んでもらいたい。」

### 2 実施機関の決定及び通知

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「河川区域において許可を得ないで行われている行為の調査及び結果のやりとりが分かる文書」（以下「本件行政文書1」という。）を特定した上で、開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和4年9月15日付け河指令第12号により、審査請求人に通知した。

また、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「2020年12月21日に行われた調査に関する結果」（以下「本件行政文書2」という。）を特定した上で、部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行

い、同日付け河指令第11号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年10月7日、審査請求人は、本件処分2を取り消した上で、実施機関の茨城県常陸大宮土木事務所（以下「常陸大宮土木事務所」という。）の管内における違反事例に係る行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定し開示すること及び本件行政文書2の「内容」欄の不開示部分を開示することを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分2を取り消し、常陸大宮土木事務所管内における違反事例に係る行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定し、開示するとの裁決を求める。

また、本件行政文書2の「内容」欄の不開示部分を開示するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示された文書には記載漏れがあり、開示の範囲も不足している。
- (2) 9月29日に、実施機関の茨城県土木部河川課（以下「河川課」という。）に確認したところ、同課から、「常陸大宮土木事務所分は今回の開示文書ファイルに含まれず開示できなかった。」との説明があった。  
そこで、審査請求人から、河川課に対して、常陸大宮土木事務所分の文書が別ファイルに収納されているのであれば、そこから追加するだけで済むのではないかと質問したところ、同課から、「総務課法制に相談しないと決定できない。」との回答があった。
- (3) このため、実施機関の茨城県総務課の法制担当に相談するにしても、すぐに河川課から連絡が来るものとして待っていたが、連絡がなく、これまでの例から、いくら待っても連絡等がないことが当たり前であったため、審査請求を行った。
- (4) 1件の開示請求に対して、開示決定及び部分開示決定（以下「本件各処分」という。）がなされたが、内容が一つの1件の開示請求に対しては、1件の決定通知書で対応するのが簡潔で分かりやすく、今回は、部分開示決定通知書にまとめるべきであったと考える。
- (5) 本件行政文書2について、肝心な項目を不開示にしているのは不適切である。  
本件開示請求の最大の眼目は、どのような形態の違反であるかという「内容」であり、これを除いては、何の意味もない資料となる。
- (6) 以上の点から、部分開示文書から漏れた常陸大宮土木事務所分の違反事

例に係る行政文書の開示及び本件行政文書2の「内容」の不開示部分の開示を求めるため、本件審査請求を行ったものである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件審査請求の理由に対する認否

審査請求人は、「大宮土木分が別ファイルに収納されているならそこから追加するだけで済むのではないか」と質問したと主張しているが、河川課から常陸大宮土木事務所の回答が別ファイルに収納されていると説明した経緯はないため、その点について否認する。

また、審査請求人の、河川課の対応が「法制に相談するなどの作業をして県民対応事務を停滞させる」という主張について、否認する。

##### 2 本件各処分 of 妥当性について

###### (1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 本件開示請求を受けて、河川課は、本件開示請求に係る行政文書は、河川課が各土木事務所及び各工事事務所（以下「各土木事務所等」という。）に対し、河川法（昭和39年法律第167号）違反事案に関する確認作業として行った調査照会（以下「本件調査照会」という。）に係る行政文書であると解し、本件行政文書1及び本件行政文書2（以下「本件各行政文書」という。）を特定した。

イ 審査請求人は、本件調査照会の結果について、常陸大宮土木事務所からの回答に係る行政文書が開示されていないことについて、「遺漏分」として、常陸大宮土木事務所の回答に係る行政文書の開示を求めているが、本件調査照会は、元々常陸大宮土木事務所管内で発生した河川法違反事案を契機に、常陸大宮土木事務所以外の各土木事務所等において同様の事案がないか確認するために行ったものであって、常陸大宮土木事務所からの回答はなく、常陸大宮土木事務所からの回答に係る行政文書は保有していない。

また、本件実施機関調査のほかに審査請求人が求める調査を行った事実はないため、本件各行政文書以外に対象となる行政文書は存在しない。

###### (2) 本件処分2の妥当性について

###### ア 場所（条例第7条第2号該当）

河川法違反事案に係る場所が特定できる情報であり、公にすると、行為者である個人が特定されるため、条例第7条第2号に該当する。

また、同号ただし書の該当性については、本件行政文書2は、県内の河川法違反事案を把握するために行った調査の内容に係る文書であり、法令の規定により又は慣行として公にする情報ではないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、河川法違反事案に係る場所や行為者が誰であるかといった情報

が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人に対しても公にすることが必要であると認められる情報とは認められないことから、同号ただし書イにも該当しない。

さらに、本件各行政文書に記載されている当該個人が公務員であるかどうかは定かではないが、仮に公務員であったとしても、所有地が河川法違反の状態であるという情報は、少なくとも公務員としての職務の遂行に係る情報ではなく、一個人としての情報であることから、同号ただし書ウにも該当しない。

よって、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号を理由に不開示としたことは妥当である。

#### イ 内容（条例第7条第2号及び同条第6号該当）

河川法違反事案に係る具体的な行為や工作物が明記されており、開示した内容と照合した場合、他に同様の違反行為をしている者がいないことから、行為者が特定されるため、条例第7条第2号に該当し、また、同号ただし書の該当性については上記アと同様であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、同号を理由に不開示としたことは妥当である。

また、河川法違反事案に係る県の行政指導事務について、行政指導を行うか否かを判断する上での重点が公になることにより、行為者による指導対象行為の隠蔽や証拠隠滅等、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第7条第6号に該当するため、同号を理由に不開示としたことは妥当である。

#### ウ 行為者（条例第7条第2号該当）

河川法違反事案に係る行為者である個人の氏名であり、公にすると、行為者が特定されるため、条例第7条第2項に該当し、また、同号ただし書の該当性については上記アと同様であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、同号を理由に不開示としたことは妥当である。

#### エ 連絡先住所・電話（条例第7条第2号該当）

河川法違反事案に係る行為者である個人の連絡先住所及び電話番号であり、公にすると、行為者が特定されるため、条例第7条第2号に該当し、また、同号ただし書の該当性については上記アと同様であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、同号を理由に不開示としたことは妥当である。

#### (3) 開示決定通知書と部分開示決定通知書とに分けて通知したことについて

本件開示請求に対して、河川課が特定した本件各行政文書は、相互に関連しているものの、それぞれ性質が異なり、独立して保管していることから、それぞれ独立した別個の文書である。

そして、条例第11条第1項及び第2項において、開示請求に係る行政文書の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないときは、その旨を書面により通知することとされていることから、開示請求の対象と

なる行政文書が複数存在する場合には、開示・不開示の判断を文書単位で行い、決定の内容に対応する決定通知書を開示請求者に通知することが適当である。

したがって、本件各処分において、開示請求の対象となる行政文書のうち、不開示情報がない行政文書については開示決定を行い、不開示情報がある行政文書については部分開示決定を行った上で、それぞれ開示決定通知書及び部分開示決定通知書により通知を行ったことは、何ら問題がなく適切な事務処理である。

#### (4) 結論

以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、実施機関が管理する河川区域内における河川法違反工事等について、実施機関が行った確認作業の結果の内容が分かる行政文書であると認められる。

#### 2 行政文書の特定について

(1) 審査請求人は、上記第3の2(1)及び(2)のとおり、本件開示請求に係る行政文書として、常陸大宮土木事務所分の違反事例に係る行政文書の特定が漏れている旨主張している。

(2) これに対し、実施機関は、上記第4の2(1)ア及びイのとおり、本件開示請求に係る行政文書は本件調査照会に係る行政文書であると解して本件各行政文書を特定した旨主張している。

そして、実施機関は、本件調査照会は常陸大宮土木事務所管内で発生した河川法違反事案を契機に常陸大宮土木事務所以外の各土木事務所等において同様の事案がないか確認するために行ったものであって、常陸大宮土木事務所からの回答は存しないため、常陸大宮土木事務所からの回答に係る行政文書は保有していない旨主張するとともに、本件調査照会のほかに審査請求人が求める調査を行った事実はないため、本件各行政文書以外に対象となる行政文書は存在しない旨主張している。

(3) 上記(2)の実施機関の主張についてみるに、上記(2)の実施機関の主張に不自然又は不合理な点は認められないほか、本件各行政文書以外に、上記1の本件開示請求に係る行政文書に該当する行政文書が存在すると認めるに足りる事情は認められない。

(4) よって、本件各処分における実施機関の行政文書の特定は、妥当であると判断する。

### 3 本件行政文書2の不開示部分に係る不開示情報該当性について

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号（なお、同号は、個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による条例の改正により、現在では、同条第1号となっているが、以下においては、本件処分時のまま、「第2号」と表記することとする。）においては、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報であるとされ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ 実施機関は、上記第4の2（2）のとおり、本件行政文書2のうち、「場所」、「内容」、「行為者」及び「連絡先住所・電話」の各欄の各一部について、それらを公にすることにより特定の個人である行為者が識別されるため条例第7条第2号に該当する一方で、それらは、同号ただし書アないしウのいずれにも該当しないとして、不開示としていることから、以下、当該不開示部分の同号該当性について検討することとする。

(ア) まず、「整理番号」欄の「1」及び「2」の「場所」欄の不開示部分には、いずれも特定の市内の字名が記載されていることが認められる。

それらの情報を公にした場合、当該特定の市内の河川区域内の特定の箇所が明らかとなり、他の情報（以下において開示すべきと判断する部分に記載された情報を含む。以下同じ。）と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると認められる。

したがって、当該不開示部分は、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 次に、「整理番号」欄の「1」及び「2」の「内容」欄の不開示部分には、「場所」欄の「1」及び「2」に記載の場所における行為が記載されていることが認められる。

これらのうち、「整理番号」欄の「1」の「内容」欄の1行目の17文字目ないし2行目の2文字目の部分には、通常一般に広く行われておらず行為者が限定されると考えられる行為が記載されていることが認められ、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると認められる。

したがって、当該不開示部分は、同号本文に該当すると判断する。

しかし、「整理番号」欄の「1」の「内容」欄のその余の不開示部分及び「整理番号」欄の「2」の「内容」欄の不開示部分は、通常一般に広く行われておらず行為者が限定されると考えられる行為に係る

記載であるとまでは認められず、また、他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することができるとは認められないため、同号本文には該当しないと判断する。

- (ウ) 次に、「整理番号」欄の「1」及び「2」の「行為者」欄の不開示部分には、「整理番号」欄の「1」にあつては行為者の氏名が、「整理番号」欄の「2」にあつては行為者の姓及び当該行為者の特定に当たって参照した情報が記載されていることが認められる。

このうち、「整理番号」欄の「1」の「行為者」欄の行為者の氏名及び「整理番号」欄の「2」の「行為者」欄の姓は、特定の個人を識別することができる情報であるため、同号本文に該当すると判断する。

しかし、「整理番号」欄の「2」の「行為者」欄の行為者の特定に当たって参照した情報は、他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することができることとなるとは認められないため、同号本文には該当しないと判断する。

- (エ) 次に、「整理番号」欄の「1」の「連絡先住所・電話」欄の不開示部分には、特定の個人である行為者の住所及び電話番号が記載されていることが認められる。

それらは、特定の個人を識別することができる情報であるため、同号本文に該当すると判断する。

- ウ 次に、上記イ（ア）ないし（エ）のうち、特定の個人を識別することができるものと認められる部分（以下「本件個人情報」という。）に係る条例第7条第2号ただし書該当性について検討することとする。

本件個人情報は、特定の個人である行為者が識別される情報であるところ、当該行為者について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とすべき事情は認められないため、本件個人情報は、同号ただし書アには該当しないと判断する。

また、本件個人情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとすべき事情は認められないことから、同号ただし書イには該当しないと判断する。

さらに、本件個人情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

- エ よって、本件行政文書2のうち、「整理番号」欄の「1」及び「2」の「場所」欄の不開示部分、「整理番号」欄の「1」の「内容」欄の1行目の17文字目ないし2行目の2文字目の不開示部分、「整理番号」欄の「1」の「行為者」欄の行為者の氏名及び「整理番号」欄の「2」の「行為者」欄の姓並びに「整理番号」欄の「1」の「連絡先住所・電話」欄の不開示部分は、条例第7条第2号に該当するため不開示情報に該当するが、その余の部分は、同号には該当しないため、開示すべきと判断する。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

なお、同号アないしオについては、公にすることにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが想定される事務事業と、当該事務事業ごとの支障が例示されているところ、同号アないしオに掲げる事務事業以外の事務事業であっても、その性質上、公にすることにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号により不開示情報となり、また、同号アないしオに掲げる事務事業についても、それぞれに掲げる支障以外の支障を及ぼすおそれがある場合には、同号により不開示情報となるものと解されている。

イ 実施機関は、上記第4の2(2)イのとおり、本件行政文書2の「整理番号」欄の「1」及び「2」の「内容」欄の各不開示部分について、それらを公にすることにより、河川法違反事案に係る県の行政指導の事務について、行政指導を行うか否かを判断する上での重点が公となることにより、行為者による指導対象行為の隠蔽や証拠隠滅等、今後同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため、条例第7条第6号に該当するとして、不開示としていることから、以下、当該不開示部分の同号該当性について検討することとする。

ウ 「整理番号」欄の「1」及び「2」の「内容」欄の各不開示部分には、上記(1)イ(イ)のとおり、「場所」欄の「1」及び「2」に記載の場所における行為の様子が記載されていると認められるが、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、今後の同種の県の事務又は事業の適正な遂行に及ぼされる具体的な支障や蓋然性について確認させたところ、実施機関からは、当該不開示部分を公にした場合、どのような行為が行政指導の対象となるかということが公になることにより、河川法違反の行為者に、言い逃れや証拠隠滅の手口に利用される等により、正確な事実の把握ができなくなり、行政指導の事務の適正な遂行に支障が生じる旨の回答があった。

エ しかし、河川区域内の土地の占有、工作物の新築等及び土地の掘削等を行うためには、河川法第24条、第26条及び第27条において、河川管理者の許可を受けることとされているなど、河川区域内において規制される行為は、河川法において明らかにされており、どのような行為が行政指導の対象となり得るかは、河川法の条文から推測することができるものと認められるから、行政指導の対象となり得る行為が公になることをもって、今後の行政指導等の事務の適正な遂行に支障が生じると認めることはできない。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、言い逃れや証拠隠滅の手口に係る情報ではなく、行為の外形に係る情報にすぎないと認められるから、それをもって、今後の行政指導の事務の適正な遂行に支障が生じると認めることはできない。

したがって、上記ウの実施機関の回答を採用することはできない。

オ よって、本件行政文書2の「整理番号」欄の「1」及び「2」の「内容」欄の不開示部分は、条例第7条第6号には該当しないと判断する。

(3) 本件行政文書2の不開示部分に係る開示・不開示の判断について

本件行政文書2の不開示部分に係る不開示情報該当性の判断は、上記(1)及び(2)のとおりであるから、当該不開示部分については、上記(1)エにおいて不開示にすべきと判断した部分のみを不開示とし、その余の部分は開示すべきである。

4 本件各処分の形式について

審査請求人は、上記第3の2(4)のとおり、本件各処分について、内容が一つの1件の開示請求に対しては、1件の決定通知書で対応するのが簡潔で分かりやすく、部分開示決定通知書にまとめるべきであった旨主張している。

しかし、本件処分1に係る令和4年9月15日付け河指令第12号及び本件処分2に係る同日付け河指令第11号のいずれについても、形式に違法又は不当な瑕疵はない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和5年	10月	6日	諮問	受理
令和6年	4月	25日	審査	(令和6年度第1回審査会第一部会)
令和6年	5月	22日	審査	(令和6年度第2回審査会第一部会)
令和6年	7月	22日	審査	(令和6年度第4回審査会第一部会)